

但報酬ハ車代ノ外不申受

東京帝国大学
法科大学助教授 野村淳治

(欄外注記1)

「三月五日送達済」

『文部省往復』明治四十年二冊之内甲、Ⓐ121

295 法科大学助教授野村淳治私立中央大学他一校へ出講許可
に付届案
〔明治四十年三月四日〕

明治四十年三月四日
(富塚恂)(葛巻常四郎)
Ⓐ

書記
(榎本勝多)
Ⓐ

書記官
(中村恭平)
Ⓐ

案

東京帝
国大学
乾第一一四号

(欄外注記1)

本学法科大学助教授野村淳治へ私立学校ニ於テ行政法等講義受
嘱ノ儀左記ノ通り聴許致候間此段及御届候也

年 月 日

総 長

文部大臣宛

記

四十年 私立中央大学 行政法 講義 隔週一回二時間
三月五日 私立東斌学堂 憲法 毎週一回二時間